

特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン会員規約

(名称)

第1条 この法人の名称は、特定非営利活動法人スマイリングホスピタルジャパン（NPO 法人スマイリングホスピタルジャパン：略称 SHJ）とする。

(事務所)

第2条 この法人の事務所住所は、杉並区高井戸東三丁目3番15-308号とする。

(目的)

第3条 この法人は、入院児や社会福祉施設入所児・者及び在宅児・者に対して施設の個室やプレイルームを定期的・継続的に訪問して参加型の芸術活動及び学習活動を提供し、豊かな時間と喜びを共有することで、回復に向けての活力を引き出し、闘病意欲や生きる喜びを持ち続けられるようなQOLの向上に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために以下の事業を実施する。

- (1) 病棟や個室を訪問して芸術活動等を行う事業
- (2) 在宅児・者を訪問して芸術活動・学習支援等を行う事業
- (3) 病院や施設のホール等で芸術鑑賞などの会を開く事業
- (4) 普及啓発及び情報発信事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(役員)

第5条 この法人の運営のために、次の役員を置く（平成29年11月6日現在）。

役員任期は2年とし、再任を妨げない。

代表理事	松本 恵里	副代表理事	野間 紀孝
理事	丸山 敦子	理事	谷口 明子
理事	平井麻衣子	理事	藤田 城治
監事	橋本 徳行		

2 各役員の職務は次のとおりとする。

代表理事は本法人を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

副代表理事は、代表理事を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。監事は、本会の会計を監査する。

(会員)

第6条 この法人の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) サポート会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(会費)

第7条 本会の年会費は以下の通りとする。

- (1) 正会員（個人・団体）10,000円
- (2) サポート会員 個人 5,000円（1口以上） 団体 10,000円（1口以上）

(会議)

第8条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。

(定足数)

第9条 この法人の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(変更)

第11条 この規約は、総会において、出席者の過半数以上の承認があれば変更できる。

附則 本規約は、平成26年10月1日から施行する。

附則 本規約は、平成27年6月1日から施行する。

附則 本規約は、平成28年5月17日から施行する。

附則 本規約は、平成29年6月9日から施行する。

附則 本規約は、平成29年12月13日から施行する。

附則 本規約は、平成30年12月18日から施行する。

附則 本規約は、令和1年6月8日から施行する。